

# 教育に関する「大綱」について

## 1 法律上の位置づけ

	大綱	教育振興基本計画
根拠 法令	地方教育行政の組織及び運営 に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号)	教育基本法 (平成 18 年法律第 120 号)
策定 主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協 議	地方公共団体
策定 方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定 ※第 1 期計画 (平成 20 年 7 月 1 日閣議決定) 平成 20～24 年度 第 2 期計画 (平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) 平成 25～29 年度	
範囲 等	地方公共団体の教育、学術及び 文化の振興に関する総合的な 施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振 興のための施策に関する基本的 な計画 ※努力義務

## 2 大綱に関する文部科学省の考え方 (平成 26 年 7 月 17 日 文部科学省初等中等教育局長 通知)

### (1) 定義

- 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。
- 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。
- 大綱の対象期間については、4 年から 5 年程度を想定している。

## (2) 教育振興基本計画その他の計画との関係

地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。

## 3 本県の教育振興基本計画（アクションプラン）の策定状況

- あいちの教育に関するアクションプラン（平成 19 年 4 月策定）  
目標年度：平成 22 年度
- あいちの教育に関するアクションプランⅡ（平成 23 年 6 月策定）  
計画期間：平成 23 年度から平成 27 年度まで  
※プランⅡの概要については、資料 3 のとおり

## 4 本県の対応案

- 本県の教育に関する根本となる「大綱」と「アクションプラン」を、整合性のとれたものとしていく。
- このため、「アクションプラン」を知事部局と教育委員会が連携して策定する中で、総合教育会議において、アクションプランの目標や基本的な方針の部分を議論し、大綱を策定することを検討。